

令和3年中における赤羽消防署管内の 火災原因の1位は電気火災(38件中16件)です!



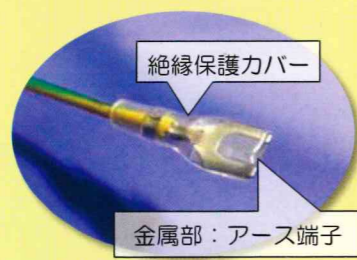
電気火災の起こる**仕組み**を知って火災を防ぎましょう!

↓↓昨年、東京消防庁管内では、以下の火災事例と同じような火災が発生しています。↓↓

挟み込みによる火災事例



アース端子の挟み込み



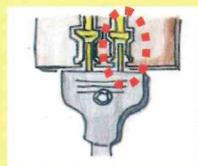
絶縁保護カバー
アース端子には
絶縁保護カバーをつけましょう!



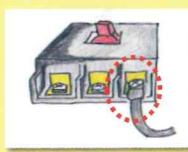
コンセントカバー
ヘアピン



延長コードや電気機器の差込みプラグ(突起がついた部分)を、コンセントやテーブルタップに差込む際、**外れかけたコンセントカバー、アース端子、ヘアピンなどを挟み込んでしまい**、ショート(電気が決められた道順を通らずに近道すること)することで火災が発生しています。



コンセントの
ゆるみ



ビスの
ゆるみ

配線又は電気機器の**接続部のゆるみや異常な力の加わり**により、電気の流れ道の**接触不良が発生し、その部分が発熱**により火災が発生しています。



コードの電線
が熱で溶融



折り曲げた
状態での使用

経年劣化などにより、コードの**電気が流れる部分が露出**したり、コードを構成する**電線の一部が断線し(半断線)その部分が発熱**した際に、火災が発生しています。

※このほかトラッキングによる火災事例などを赤羽消防署のホームページに掲載していますので、ご覧ください。



電気火災は、コンロやストーブのように火を使用していないため、火災が起きたことに気が付きにくく、夜中や人がいない時も発生するので、発見が遅れる危険性があります。⇒次の頁をチェック!

電気製品のこげ跡を見つけて心配な場合は⇒東京消防庁ホームページや東京消防庁公式アプリ内の『東京消防庁版電気製品火災相談ガイド』(QRコード)をご覧ください。

電気製品火災相談ガイドQRコード→



火災を早期に発見する

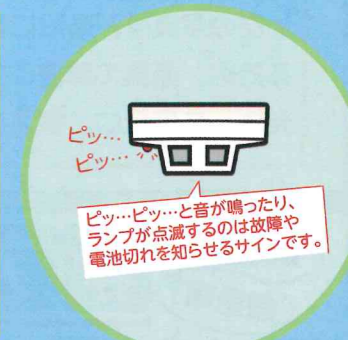


住宅用火災警報器で あなたとあなたの大切な人を守りましょう!

※住宅用火災警報器は全ての住宅(全ての居室)に設置義務があります。

- 住宅用火災警報器は**10年以上経過**すると、機能が低下することがあります。
- 住宅用火災警報器の**設置年月日**、または**製造年**を確認してください。
- 設置年月日または製造年から**10年以上経過**している場合は、**本体ごと**と交換しましょう。

日常的に点検をしましょう!



あなたの住まいは安全ですか?

～住まいの防火防災診断実施中～



●住まいの防火防災診断?

消防職員や関係する機関の職員がご高齢の方や障害のある方などのお宅を訪問し、火事や地震などに関する安全性のチェックを行います。

●どんなところをチェックするの?

コンセント周りや電気配線の状況、電気機器の使用状況、住宅用火災警報器の設置状況を診断します。例えば・・・

★コンセント

- ほこりが付着していませんか?
- プラグの差込みに不備はありませんか?

★電気配線

- タコ足配線になっていませんか?
- 電気コードに劣化や損傷はありませんか?
- 電気コードを束ねたり、折り曲げたりしていませんか?

★住宅用火災警報器

- すべての居室、台所、階段に設置されていますか?
- 取付けの方法は正しいですか?
- 電池は切れていませんか?
- ホコリなどで汚れていませんか?
- 設置・製造してから10年以上経過していませんか?



ご希望の方は赤羽消防署(裏面の連絡先)地域防災担当へお問い合わせください。

ご自身でもこの機会にチェックしてみてください。

